

「みんなで創る自治基本条例町民会議」設置要綱

（設置）

第1条 （仮称）美幌町自治基本条例（以下「条例」という。）に関し必要な調査、研究及び検討を行うため、「みんなで創る自治基本条例町民会議」（以下「町民会議」という。）と設置する。

（所掌事項）

第2条 「町民会議」は、条例制定に関する事項について、調査、研究及び検討を行うこととする。

（組織）

第3条 「町民会議」は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 前項の委員の構成は、町民委員、議会委員、行政委員とする
ただし、町民委員は、一般公募委員、団体推薦委員とする。
- 3 所掌事項に関して専門的アドバイスを受けるべく専門委員をおくことができる。
ただし、専門委員は、学識経験者、関係行政機関の職員のうちから町長が任命する。
- 4 自治基本条例の制定に向け、必要な調査、研究および検討を行うため設置されている「自治基本条例庁内委員会」と連携を図るものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、「条例」制定までの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 「町民会議」に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の中から選任する。

- ただし、委員長は美幌町長をもってあてる。
- 2 委員長は、「町民会議」を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 「町民会議」の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、「会議」の議長となる。
- 3 委員長は、「会議」に諮り、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 「町民会議」の庶務は、役場総務部において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、「町民会議」の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成19年12月13日から実施する。